

誰もが、誰かの、
たからもの。

しまね特別支援教育魅力化ビジョン
〔後期版〕

令和8年3月

島根県教育委員会

目次

I 後期版策定にあたって

1 後期版策定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 2
3 後期版の期間	・ ・ ・ ・ ・ 2
4 「特別支援教育の魅力化」とは	・ ・ ・ ・ ・ 2
5 育成したい人間像と取組の方向性	・ ・ ・ ・ ・ 4

II 多様な学びの場における教育環境の充実

1 特別支援学校	
① 職業教育と就業支援の充実	・ ・ ・ ・ ・ 6
② 地域と連携・協働した教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ 6
③ 探究的な学びの推進	・ ・ ・ ・ ・ 7
④ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育環境の整備	・ ・ ・ ・ ・ 7
⑤ 交流及び共同学習の推進	・ ・ ・ ・ ・ 7
⑥ 通学支援の充実	・ ・ ・ ・ ・ 8
⑦ ICT活用の推進	・ ・ ・ ・ ・ 8
⑧ 将来を見通した教育環境の整備	・ ・ ・ ・ ・ 8
ア 県立特別支援学校の在り方	
イ 知的障がい特別支援学校における対応	
2 就学前	
① 市町村における相談支援体制の整備	・ ・ ・ ・ ・ 9
② 園（所）内体制の充実	・ ・ ・ ・ ・ 10
③ 福祉施設（児童発達支援施設等）との連携	・ ・ ・ ・ ・ 10
④ 幼小連携・接続の推進	・ ・ ・ ・ ・ 10
3 小学校、中学校	
① LDのある児童生徒の学びの充実	・ ・ ・ ・ ・ 12
② 通級による指導の充実	・ ・ ・ ・ ・ 12
③ 特別支援学級に対する支援の充実	・ ・ ・ ・ ・ 12
④ 相談支援体制の継続	・ ・ ・ ・ ・ 12
4 高等学校	
① 合理的配慮の提供の推進	・ ・ ・ ・ ・ 13
② 通級による指導のさらなる充実	・ ・ ・ ・ ・ 13
③ 圏域のネットワークの充実と特別支援教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ 14
5 小学校、中学校、高等学校共通	
① 通常の学級における特別支援教育の充実	・ ・ ・ ・ ・ 14
② 校内体制の機能強化	・ ・ ・ ・ ・ 15

Ⅲ 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

1 切れ目ない支援

- ① 就学先決定に向けた体制の充実と柔軟な学びの場の見直し 16
- ② 学校間等での引継ぎの充実 16
- ③ 関係機関との連携の促進 17
- ④ 生涯にわたるスポーツ・芸術活動の推進 17

2 特別支援教育の理解・啓発

- ① 多様性を尊重する環境づくり 17
- ② 交流及び共同学習の充実 18
- ③ 障がいの理解教育の推進 18
- ④ 障がいのある子どもの保護者との連携の促進 19

Ⅳ 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

1 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

- ① 全ての教職員の特別支援教育の知見や経験の蓄積 20
- ② 特別支援教育の専門性の向上 20

2 人材育成と人材確保

- ① 特別支援教育の中核的・指導的役割を果たす教員の育成 21
- ② 特別支援教育を目指す人材の確保 21
- ③ 特別支援学校における教職員の働き方改革 22

参考資料 23
・ 「特別支援教育在り方検討委員会」の提言概要について 24
・ 特別支援学校の設置状況 25
・ 前期（令和3年度～令和7年度）の主な取組 26

本ビジョンにおける用語の整理

「小学校、中学校」：義務教育学校前期課程、後期課程を含む

「幼児教育施設」：幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等
幼児教育施設在籍児を「幼児」と記載

※本ビジョンでは、「障害」を、法令等に規定されているものや団体・個人等の固有名称等を除き「障がい」と表記します。

I 後期版策定にあたって

1 後期版策定の趣旨

島根県では、インクルーシブ教育システム¹の構築を目指して、障がいのある子どもと障がいのない子どもができる限り共に学ぶことを追求しつつ、多様な学びの場を整備し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の充実を図るため、令和3年2月に、基本的な考え方や今後10年間の取組の方向性を示した「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」を策定しました。

このビジョンを基に、前半の期間では、特別支援学校に学校運営協議会を設置し、地域と連携・協働した教育活動を推進できる体制を整備しました。

高等学校においては、通級による指導の拠点校を各圏域に導入し、巡回による指導を実施することで、全県立高等学校で通級による指導を受けられる体制を構築しました。

また、特別支援教育に関する教職員の専門性を向上するため、様々な研修や特別支援教育支援専任教員²や特別支援学校センター的機能³（以下、「センター的機能」という。）による巡回相談にも取り組んできました。

しかし、通常の学級や幼児教育施設で特別な支援を必要とする幼児児童生徒や特別支援学級、特別支援学校在籍児童生徒は、年々増加傾向にあるとともに、障がいの多様化や不登校、生徒指導への対応の増加も、大きな課題となっています。

このような現状や前半の成果と課題を踏まえ、後半の取組の方向性を整理、検討しました。この検討にあたっては、上位計画である「第2期島根創生計画」や「島根県教育大綱」、「しまね教育振興ビジョン」との整合性を踏まえるとともに、それらの計画期間と合わせるため、令和8年度から令和11年度までの今後4年間の計画といたしました。

なお、基本的な考え方は、「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」を継承していくこととしています。

¹ インクルーシブ教育システム …… 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みで、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。(出典：文部科学省HP参考)

² 特別支援教育支援専任教員 …… 各教育事務所に配置した小学校、中学校を対象とした巡回相談を専任とする指導主事

³ 特別支援学校センター的機能 …… 特別支援学校が教育上の高い専門性を活用し、地域の小中学校等の要請に応じて幼児児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助をする機能（学校教育法第七十四条に規定）

2 計画の位置づけ

島根県の教育の基本理念や施策の方向性を示す「しまね教育振興ビジョン」に基づき、長期的な視野で特別支援教育の教育環境を充実させていくための、基本的な考え方や計画期間後半4年間の取組の方向性を示すものです。

3 後期版の期間

令和8年度（2026年4月）から令和11年度（2030年3月）までの4年間とします。

4 「特別支援教育の魅力化」とは

(1) 島根県における特別支援教育の魅力化とは

島根県における「特別支援教育の魅力化」とは、「地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きる」ことを目指し、特別支援教育をよりよいものに高めていくことです。

学校・家庭・地域での双方向の連携・協働により、学校・家庭・地域が一体となった特色ある取組で、地域の中で、障がいのある子どもの「生きる力」を育てていきます。

(2) 誰にとっての魅力なのか

なにより、障がいのある子どもにとっての魅力です。障がいのある子どもが達成感や充実感を感じ、夢や希望をもち、学び続け、自立や社会参加を実現していくことを目指します。また、保護者、教職員、地域の人々にとっての魅力でもあります。

保護者が子どもの成長を感じ、喜び、もっと学ばせたいと思える教育を目指します。

教職員が適切なワークライフバランスの下、やりがいを感じながら子どもの自立と社会参加を目指して互いに高め合おうとする教育を目指します。

そして、地域の障がい及び障がい者理解を促進しながら、地域の一員としての役割を担う人材を育て、地域と協働して共生社会の形成を目指します。

(3) 特別支援教育の魅力化で大切にしたいこと

① 教育目標の明確化

学校等が、子どもたちに育成したい力や教育目標を明確にし、家庭・地域（関係機関も含む）と共有するとともに、子ども一人ひとりの指導目標を、保護者を含めた関係者で共有することが大切です。

② 自立と社会参加に必要な「生きる力」の育成

障がいの状態や特性及び心身の発達の段階に応じた生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むために、「学びの支えを築く（知識・技能）」、「深め広げ豊かにする（思考力・判断力・表現力等）」、「人生や社会に生かす（学びに向かう力・人間性等）」という資質・能力を偏りなく育成していくとともに、自立活動の指導による学習上又は生活上の困難さの改善・克服を図っていくことが大切です。また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく、という「キャリア教育」⁴の視点を持ち、小学校段階から取り組んでいくことも大切です。

③ 学校等と地域の協働

地域の中で学び、生きていくために、子どもたちの育ちを校（園・所）内に閉じず、子どもたちが積極的に地域に貢献したり、意志や願い、思いを発信したりしていくことが大切です。また、今まで以上に、地域の人的・物的資源を活用したり、医療、福祉、労働等の関係機関と連携したりし、学校等と地域が協働しながら子どもたちを育てていくことが大切です。

④ 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ

障がいのある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流等を積極的に行っていくことが大切です。

このような「特別支援教育の魅力化」を学校等で進めていく中で、インクルーシブ教育システムの構築を目指して、障がいのある子どもと障がいのない子どもができる限り共に学ぶことを追求しつつ、多様な学びの場を整備し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を充実させていきます。そして、地域と共に障がいの有無にかかわらず誰もがそれぞれの人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会の形成に向けて取り組んでいきます。

⁴ キャリア教育

・・・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育（出典：文部科学省HP）

5 育成したい人間像と取組の方向性

本県の特別支援教育では、次のような人間像の育成を目指します。

(1) 「夢や希望をもち、その実現に向けて、学び続けようとする人」

子ども一人ひとりの自立と社会参加を目指す上で、子どもが主体的に自らの力を高めていくためには、「なりたい自分」「夢」をもち、それらに向かって挑戦することが大切です。また、挑戦をする中で、主体的に課題に向かい、自己選択や自己決定を行い、粘り強く学び続ける人であってほしいと考えます。

(2) 「人や社会とのつながりをもち、社会に参加・貢献しようとする人」

子ども一人ひとりの自立と社会参加を目指す上で、子どもが周囲の人や社会と関わることは必要不可欠であり、自分らしく他者や社会と関わっていくことが大切です。また、その関わりを通して自らの役割を見だし、社会に参加、貢献することができる人であってほしいと考えます。

(3) 「自分の意思をもち、自分を信じ、他者を信頼し、共に生きようとする人」

子ども一人ひとりの自立と社会参加を目指す上で、自分の意思をもち、他者に自分の思いを伝えることが大切です。また、社会で他者と共に生きる中で、自分を理解し、自信を持って活動し、他者とお互いに助け合って生きていこうとする人であってほしいと考えます。

本県が目指す特別支援教育を以下の3本の柱で推進していきます。

- 多様な学びの場における教育環境の充実
～一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援～
- 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築
～早期からの一貫した支援と特別支援教育の理解・啓発～
- 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保
～教職員の専門性の向上と特別支援教育を担う人材の育成と確保～

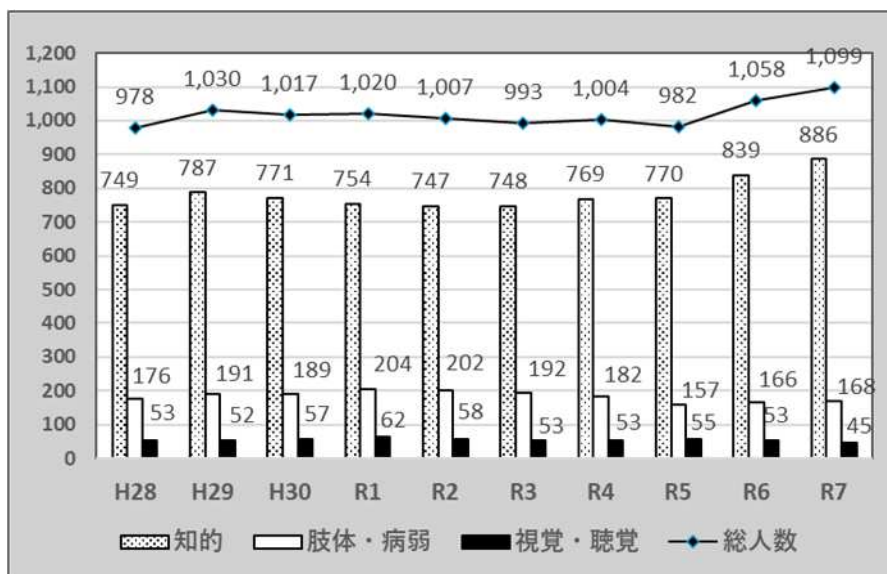
Ⅱ 多様な学びの場における教育環境の充実

1 特別支援学校

(1) 現状と課題

- ① 特別支援学校の在籍者数は、近年、増加傾向にあり、令和6年度からここ2年過去最多を更新しています。また、知的障がい特別支援学校を中心に、小学部からの入学が増加しています。今後も、小学校、中学校の特別支援学級在籍児童生徒数が増加していることから、知的障がい特別支援学校在籍者数のさらなる増加が見込まれます。
- ② 高等部卒業生の一般就労率は、過去5年間30%を超え、40%近くになっています。しかし、生徒数増加や不登校傾向のある生徒、日本語指導の必要な生徒など、生徒の実態の多様化に対応した就業支援の充実が必要となっています。
- ③ 全12校に学校運営協議会が設置され、学校と地域との連携・協働した取組が推進されています。しかし、共生社会の形成に向け、持続可能な取組や更なる充実した取組が必要となっています。
- ④ 人工呼吸器などの高度な医療が必要な幼児児童生徒が安全・安心な体制で就学することができるように、就学に向けた早期からの状況把握や保護者への情報提供、災害時等非常時の学校の対応を整備する必要があります。
- ⑤ インクルーシブ教育システムを構築する上で、交流及び共同学習など、障がいのある子どもと障がいのない子どもが「共に学ぶ」ことを意図した取組をより一層充実させ、相互理解を促進する必要があります。
- ⑥ 特別支援教育への転換以降における盲・ろう・養護学校の名称の継続使用や増加する知的障がい特別支援学校の教育環境など、特別支援学校の在り方を検討する必要があります。

■ 特別支援学校の在籍者数推移（H28～R7） （単位：人）



出典：島根県教育委員会

■特別支援学校高等部卒業生の一般就労率

卒業年月	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
一般就労率	35.9%	33.0%	37.0%	35.6%	39.5%

※調査対象：全障がい種

出典：島根県教育委員会

■医療的ケア対象児童生徒数推移

(単位：人)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
児童生徒数	57	57	55	56	58
人工呼吸器使用 児童生徒数	2	2	6	6	6

※対象：全特別支援学校

出典：島根県教育委員会

(2) 今後の取組

① 職業教育と就業支援の充実

生徒一人ひとりの自立と社会参加を目指し、障がいの状態や特性に応じた職業教育の充実や、進路希望に応じた就業支援に取り組んでいます。

県教育委員会に配置した職業能力開発員⁵が学校と連携し、新たな分野や学校では開拓が難しい職場を、関係機関とも連携して開拓します。

職業教育や就業支援に協力いただいている企業・団体を、特別支援学校応援・協力企業として登録したり、顕著な協力・貢献していただいている企業を県知事表彰したりして、企業の障がいに対する理解を深めていきます。

また、高等部生徒の就労意欲の向上と特別支援学校や在籍生徒に対する理解促進を目指し、職業教育フェスティバルを開催します。

このような取組を通して、生徒一人ひとりの将来の選択肢を拡げ、進路実現につなげていきます。

② 地域と連携・協働した教育の推進

「社会に開かれた教育課程⁶」の実現や共生社会の形成が求められている中、特別支援学校では、全校に学校運営協議会を設置し、地域と連携・協働した教育活動を展開して

⁵ 職業能力開発員 ……島根創生計画に基づく障がい者の雇用の促進、障がい者雇用未経験の職場訪問、未開拓な職種における職業能力の開発の研究を行うために、県教育委員会に1名配置

⁶ 社会に開かれた教育課程 ……よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのか教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくということ。(出典：文部科学省HP)

います。

今後は、学校運営協議会を単なる会議体としてではなく、学校運営への積極的な参画を促し、地域との取組をさらに効果的に充実・発展させていきます。また、地域の資源と学校や地域のニーズを把握し、お互いにメリットのある持続可能な活動を推進します。

そのためにも、各校のグランドデザイン⁷のPDCAサイクルを確立させるために、管理職への研修を実施します。

③ 探究的な学びの推進

特別支援学校では、地域との連携・協働した教育活動の中で、探究的な学びを各発達段階に応じて、取り組んでいます。さらに、探究の過程において、子どもたちの主体的・対話的で深い学びを通して、資質・能力を育成できるよう、各校での探究的な学びへの支援を継続します。また、各校での学びをより深めるために、探究的な学びの成果を発表する場を設定します。

④ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育環境の整備

近年、人工呼吸器使用や自力で動ける医療的ケア児など、医療的ケア児の状態が多様化しており、学校ではより安全で安心な教育環境が求められています。

ア 就学前の早期の情報共有

医療的ケアが必要な子どもが就学する際には、就学先の安全・安心な教育環境を整備しておく必要があります。就学に至るまでのロードマップの周知や県医療的ケア児支援センターや保健師との連携を継続し、医療的ケア児の早期からの情報共有を図っていきます。

イ 教員と学校看護師による協働

本県では、学校看護師も教育者としての役割を担っています。教員との協働のもと、積極的・成長支援的看護を行っていきます。その際に、教員と学校看護師が個別の教育支援計画の作成やそれに基づく教育活動において、教育的観点と医学的観点を共有しながら協働します。

ウ 学校在学時における発災への備え

医療的ケア児が在学時に発災した場合を想定し、医療器具等の準備や薬の管理、非常用電源の確保など、幼児児童生徒一人ひとりに応じた対応を検討します。

また、関係機関との連携についても確認をし、発災後、学校での待機が長期化した場合などの対応に備えます。

⑤ 交流及び共同学習の推進

インクルーシブ教育システムの構築において、障がいのある子どもと障がいのない子どもが「共に学ぶ」機会を増やすことが、重要です。今までも、特別支援学校において、

⁷ グランドデザイン

・・・校長が作成する学校運営の基本方針

学校設置地域の学校との交流（学校間交流）や特別支援学校在籍幼児児童生徒の出身地域の学校との交流（居住地校交流）を実施してきましたが、各学校、市町村教育委員会とも連携して、さらに充実させていきます。その中での好事例を広く周知します。

⑥ 通学支援の充実

スクールバスを活用した通学支援を実施していますが、毎年、利用者が変わることや自立と社会参加を目指すという教育的観点を考慮し、より効率的な路線や乗降場所などの検討による利便性の向上を図るとともに、障がいサービス利用も含めた通学支援の充実を検討します。

また、登校時刻より前に子どもを預けることができる「朝の預かり事業」についても継続します。

⑦ ICT活用の推進

児童生徒が学びの主体者として、一人一台端末を授業で活用し、一人ひとりの特性や理解度にあわせた学びの推進や主体的に学ぶ力を育成するため、各校のニーズに応じたICT活用に関する巡回型研修の実施や好事例の収集、共有に努めていきます。また、家庭や校外学習など地域での活用が充実するよう、環境を整えていきます。不登校や病気療養中の児童生徒に対する遠隔教育についても、制度の周知や好事例の発信などを通して、充実させていきます。

⑧ 将来を見通した教育環境の整備

ア 県立特別支援学校の在り方

県教育委員会では、令和4年度から5年度に開催した「今後の島根県立特別支援学校の在り方検討会」において、施設整備の方向性を検討する中で、各校の状況を調査し、教室等が不足する場合は、校舎内の部分的な改修により対応してきました。また、県内で唯一、特別支援学校設置基準⁸を満たしていない浜田養護学校では、現在、高等部棟の施設整備を進めています。

幼児児童生徒数が減少傾向にある学校もありますが、それぞれの障がい種の専門性を活かし、センター的機能や地域と連携した取組を継続します。

平成19年に特殊教育から特別支援教育への転換が行われて以降も、「養護学校」という校名を使用しています。それは、島根県では児童生徒、保護者、教職員、地域の方々に、例えば「まつよう」という愛称が定着しており、愛着を持って使用されているためです。しかし、「養護学校」の名称を継続して使用している都道府県は少数となっており、共生社会の形成や特別支援教育の理解啓発の観点も鑑み、特別支援学校の校名について検討することとします。

⁸ 特別支援学校設置基準 ……学校教育法に基づき、学校を設置する場合の最低限の基準（令和3年公布）

イ 知的障がい特別支援学校における対応

知的障がい特別支援学校では、高等部在籍者数が継続して増加傾向にある上に、小学部段階からの入学者数も増加しています。また、小学校、中学校の特別支援学級在籍児童生徒数も増加しており、今後も知的障がい特別支援学校在籍児童生徒数が増加することが見込まれます。引き続き、各校の教育環境の状況を把握しながら、教室不足が生じる場合には、必要な改修や施設整備を検討します。

2 就学前

(1) 現状と課題

- ① 幼児教育施設において、特別な支援を必要とする幼児が増加傾向にあります。園(所)内で支援を必要とする幼児への指導・支援を相談する体制づくりや教員や保育者の特別支援教育の専門性を高めるための研修機会の不足等の課題があります。
- ② 特別な支援を必要とする幼児が、小学校に入学する際の引継ぎの充実が求められています。幼児の実態や支援を引き継ぐことだけでなく、幼小連携・接続の視点から、架け橋期のカリキュラム開発や保育内容の工夫が必要です。

■ 幼児教育施設における特別な支援を必要とする幼児

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
割 合	7.3%	7.4%	7.7%	8.6%	8.4%

※教員等の主観により、「特別な支援の必要な幼児数」を調査。全在籍幼児数に占める割合。

※調査対象：国公立幼稚園、公立認定こども園、公立保育所の3～5歳児

出典：島根県教育委員会

(2) 今後の取組

① 市町村における相談支援体制の整備

就学前の早期の相談体制構築は、とても重要です。市町村教育委員会と連携し、各市町村における相談窓口を可視化するとともに、健康診査等での保護者への周知を図っていきます。また、県幼児教育センター⁹とも連携し、市町村の保健・福祉部局と教育委員会との連携の推進も図っていきます。

⁹ 県幼児教育センター

・・・正式名称は「島根県幼児教育センター」という。指導主事や幼児教育アドバイザー等を配置し、幼児教育施設を訪問し、実態に応じた支援をするなどの活動をしている。

② 園（所）内体制の充実

園（所）長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター¹⁰を中心とした園（所）内体制を充実させ、特別な支援を必要とする幼児への指導支援を組織的、計画的に実施する必要があります。県幼児教育センターと連携し、園（所）内体制の充実支援やオンデマンドを活用した研修の充実を図っていきます。

また、相談体制として、センター的機能のさらなる周知を図ります。

③ 福祉施設（児童発達支援施設等）との連携

児童発達支援センターや児童発達支援事業所などの福祉施設を利用している幼児の保護者や職員に対し、リーフレットを活用し、就学に関する情報について提供します。

また、福祉施設を利用する障がいのある幼児について、市町村の保健福祉部局や市町村教育委員会と連携し、早期からの情報共有に努めていきます。

④ 幼小連携・接続の推進

令和7年3月に策定した「しまねの架け橋期の教育ガイド」を普及する中で、特別支援教育の視点を取り入れた保育や個別の教育支援計画の作成、活用を促します。

3 小学校、中学校

(1) 現状と課題

① 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数（教員の主観による）が増加、高止まりの傾向にあり、また特別支援学級在籍児童生徒数も増加し、過去最多となっています。

② 通常の学級や多人数の特別支援学級に対する非常勤講師配置や市町村教育委員会による支援員配置を行っていますが、関係者が連携した組織的な指導体制の整備には、なお課題があります。

③ LD（学習障がい）などの発達障がいのある児童生徒や自分の特性などに合った学び方で学ぶ必要のある児童生徒が通常の学級に在籍しており、通常の学級でのより効果的な指導・支援の充実が必要となっています。

④ 通級による指導を実施し、その指導内容を通常の学級における各教科等の学びに活かせる自立活動の工夫が必要となっています。

⑤ 教育事務所の特別支援教育支援専任教員やセンター的機能への相談件数が増加しており、相談体制の充実が必要となっています。

⑥ 校内体制は概ね整備されているが、校内委員会や特別支援教育コーディネーターなどの機能強化に対する支援が必要となっています。

¹⁰ 特別支援教育コーディネーター・・・各学校における特別支援教育の推進のため、校内委員会や特別支援教育に関する校内研修の企画・運営、関係機関や学校との連絡・調整、担任への支援、保護者からの相談窓口の役割を担う教員（出典：文部科学省HP参考）

■小学校、中学校の通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒
(小学校)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
小学校割合	11.8%	12.6%	13.0%	13.7%	13.7%

(中学校)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
中学校割合	9.2%	8.4%	9.0%	8.5%	8.5%

※教員の主観により、「特別な支援の必要な児童生徒数」を調査。全在籍児童生徒数に占める割合。

※調査対象：国公立小学校、国公立中学校

出典：島根県教育委員会

■特別支援学級在籍児童生徒数

(小学校)

(単位：人)

年 度		R3	R4	R5	R6	R7
在籍者数区分						
	小学校在籍者数(a)	33,806	33,573	33,140	32,493	31,568
	特別支援学級在籍者数(b)	1,180	1,232	1,270	1,357	1,412
	うち知的障がい学級	451	461	458	489	509
	うち自閉症・情緒障がい学級	638	688	720	785	814
	(b)/(a)	3.5%	3.7%	3.8%	4.2%	4.5%

※毎年5月1日現在

出典：島根県教育委員会

(中学校)

(単位：人)

年 度		R3	R4	R5	R6	R7
在籍者数区分						
	中学校在籍者数(a)	17,104	16,886	16,640	16,603	16,444
	特別支援学級在籍者数(b)	603	667	741	739	766
	うち知的障がい学級	222	269	300	295	292
	うち自閉症・情緒障がい学級	339	361	399	399	427
	(b)/(a)	3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.7%

※毎年5月1日現在

出典：島根県教育委員会

(2) 今後の取組

① LDのある児童生徒の学びの充実

通常の学級においても、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しています。その中でLD（学習障がい）のある児童生徒への支援の充実を図るため、「LDのある子どもの多様な学び推進事業」を令和9年度まで継続します。指定した市町村教育委員会が実施するLDのある子どもへの支援について、県教育委員会指導主事と大学教授等のアドバイザーが指導助言を行います。

全ての児童生徒にとって学びやすい学習者主体の授業づくり、学級・集団づくりを土台として、一人ひとりの児童生徒に応じた多様な学び方を用意し、学習者である児童生徒が選択しながら主体的に学ぶことができる環境の整備を行います。このことはLDのある児童生徒だけではなく、全ての児童生徒にとって、重要です。

また、指定市町村で得られた成果は、全県へ情報共有し、LDのある児童生徒への支援の充実につなげます。

② 通級による指導の充実

通級による指導を実施する際に重要となるのが、個別の教育支援計画と個別の指導計画です。多面的・長期的な視点を持った個別の教育支援計画と、児童生徒の実態に応じた指導目標、指導内容・方法を示した個別の指導計画を作成、活用することで、指導のねらいや児童生徒の得意、学習上又は生活上の困難、指導の達成状況が明確になり、適切な指導につながります。研修等を通じて、作成、活用を促進します。

また、通級による指導で得られた指導・支援の成果を通常の学級（学級担任、教科担当）の学びに活かしていくことが重要です。このため通級による指導担当者が担任や特別支援教育コーディネーターと情報共有できるよう、校内体制の充実を促すために好事例を共有します。

③ 特別支援学級に対する支援の充実

特別支援学級の在籍児童生徒数及び学級数は年々増加しており、初めて特別支援学級を担当する教員も多い状況にあります。

多人数の児童生徒が在籍する学級には、継続して非常勤講師を配置します。また、特別支援学級担任に対し、指導や授業づくりに活用できるオンデマンド研修や資料を積極的に提供します。

また、障がい種ごとに特別支援学校との連携を図り、教材の紹介や学校体験等の実施により、児童生徒の将来を見据えたキャリア教育の充実を推進します。

④ 相談支援体制の継続

各教育事務所に配置した特別支援教育支援専任教員による小学校、中学校の特別支援教育に関する相談業務は継続して実施します。また、センター的機能について、周知をさらに進め、活用を促します。特に特別支援学校への就学や転学に関する相談を早期か

ら実施できるよう、市町村教育委員会と連携して取り組みます。

4 高等学校

(1) 現状と課題

- ① 高等学校でも、特別な支援を必要とする生徒が一定数の割合で在籍しています。中学校の特別支援学級卒業生が高等学校に進学するケースも増加しています。
- ② 各校において、合理的配慮の提供は充実しつつありますが、合理的配慮の提供に関する判断や方法の決定までのプロセスに苦慮するなどの課題があります。
- ③ 通級による指導は、自校通級、拠点校からの巡回通級、ろう学校による難聴通級が実施されており、県内全ての県立高等学校で通級による指導を受ける体制が整っています。毎年、巡回通級を中心に履修生徒が増加しており、希望する生徒のさらなる増加への対応が課題となっています。

■高等学校における特別な支援を必要とする生徒

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
割 合	4.2%	5.1%	4.2%	4.5%	4.1%

※教員の主観により、「特別な支援の必要な生徒数」を調査。全在籍生徒数に占める割合。

※調査対象：公立高等学校

出典：島根県教育委員会

(2) 今後の取組

① 合理的配慮の提供の推進

各校での合理的配慮の提供は拡がりつつありますが、管理職研修や職務研修においても、合理的配慮についての周知を図っていきます。その際には、各校からの提供事例を掲載した「高等学校における合理的配慮事例集」を活用するとともに、新たな事例の収集、周知をします。

また、合理的配慮アドバイザー¹¹の県立高等学校への学校訪問を継続することで、高等学校における合理的配慮の提供に関する相談がしやすい環境を整えていきます。

インクルーシブ教育システム推進センター校¹²（以下、「センター校」という。）と連携し、中学校からの切れ目ない支援の充実を図っていきます。

② 通級による指導のさらなる充実

¹¹ 合理的配慮アドバイザー …… 県教育委員会に配置した高等学校の合理的配慮の提供に関する指導助言を担う指導主事

¹² インクルーシブ教育システム推進センター校 …… 通級による指導拠点校に、圏域の高等学校におけるネットワークを構築し、高等学校の特別支援教育を推進する中心的な役割を担う。

通級による指導の拠点校方式導入から5年経ち、通級による指導の周知が広がってきていますが、まだ指導内容やその効果などについて、教員の理解が十分ではないため、研修会や説明会等の場を通じて、指導の意義や内容、成果について、さらに周知を図っていきます。

履修生徒や希望する生徒が増加しても対応できるよう、全県における通級による指導のより効果的な指導体制を研究します。また、担当者の専門性向上や人材育成のため、オンライン・オンデマンドでの研修を実施します。

履修生徒の自立と社会参加のため、関係機関と連携した進路指導の取組などの好事例を特別支援教育コーディネーターへ紹介するなどして、進路指導の充実を図っていきます。

通級による指導の目標や指導内容が学級担任や教科担当とも共有できる仕組みづくりや通級による指導担当者が当該生徒の通級による指導以外の授業に授業担当者以外として参画するなど、通級による指導での学びや指導方法、配慮事項等が他授業にも波及するような取組を推進します。

③ 圏域のネットワークの充実と特別支援教育の推進

センター校を中心に、圏域の高等学校の特別支援教育コーディネーター会を開催し、各校での特別支援教育の情報や支援方法などの情報共有や学校間での連携を継続します。

中学校の特別支援教育コーディネーターとの連携を図り、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した引継ぎの充実を図ります。

5 小学校、中学校、高等学校共通

(1) 今後の取組

① 通常の学級における特別支援教育の充実

ア ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善の推進

通常の学級において、誰もがわかりやすく、学びやすい授業づくりは重要です。その際に、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりが有効ですが、その意義の理解が十分ではなく、形式的な取組にとどまっている事例も見られます。学習集団の特性や必要な支援を把握した上でその実態に応じた授業デザインを考えることが有効です。また、児童生徒一人ひとりに応じた学習の方法を提供することで、学習内容の理解の深化や主体的な学習を促す授業改善が図れます。多様な個性が尊重され、安全・安心に学ぶことができる集団づくりと基礎的環境整備¹³の充実が重要です。

イ 個別最適な学びと協働的な学びの推進による特別支援教育の充実

令和の日本型学校教育の中で言われている「個別最適な学び」と「協働的な学び」

¹³ 基礎的環境整備

・・・障がいのある子どもが他の子どもと平等に教育を受けるため、「合理的配慮」の土台となる、学校や教育現場全体の教育環境を整備すること

は多様な児童生徒を誰一人取り残さない授業づくりを進める上で重要な視点です。

「個別最適な学び」は、個に応じた指導を重視し、ICT環境の活用や少人数での指導体制の整備など、指導の個別化、学習の個性化が求められています。一人ひとりのつまずきが生じる要因もしっかりと把握することが必要です。

「協働的な学び」は、集団の中で個が埋没することがないように、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげ、児童生徒一人ひとりのよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせたり、よりよい学びを生み出していくようにすることが必要です。

これらの学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に資する授業改善につなげることが必要です。

障がいのある児童生徒については、これらのことを踏まえつつ、個々の児童生徒の実態に応じた教育環境の変更・調整、いわゆる合理的配慮の提供も考慮し、自立と社会参加に必要な「生きる力」を育むことも重要です。

② 校内体制の機能強化

校内体制を機能強化していくためには、管理職のリーダーシップと特別支援教育コーディネーターの実践力が重要です。

特別支援教育の経験のない管理職も少なくないため、管理職向けの研修や情報発信を充実させます。また、特別支援教育コーディネーターに、「特別支援教育コーディネーターハンドブック」（以下、「ハンドブック」という。）を周知するとともに、地域で中核的な人材となる教員育成や市町村教育委員会主催の研修実施など、研修の充実を図ります。

Ⅲ 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

1 切れ目ない支援

(1) 現状と課題

- ① 市町村において相談窓口が整備されつつありますが、就学、福祉サービスに関する情報など、保護者が求める情報が行き届いていない場合があります。
- ② 小学校、中学校の校内で学びの場を検討するに当たって、特別支援教育に関する専門性の担保が必要です。また、児童生徒の教育的ニーズや支援の内容を検討・確認し、学びの場の柔軟な見直しを行う必要があります。
- ③ 個別の教育支援計画を活用した学校間での引継ぎが十分ではなく、作成時の教員の負担も課題です。
- ④ 学校、幼児教育施設と福祉の連携が必要ですが、まだ不十分な状況があります。
- ⑤ 障がいのある子どもがスポーツや文化活動に触れる機会を増やし、生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむ基礎を教育活動の中で培うことが必要です。

(2) 今後の取組

① 就学先決定に向けた体制の充実と柔軟な学びの場の見直し

市町村教育委員会と連携し、就学に関する情報や仕組みについて、本人、保護者、教員、保育者に対して、リーフレット等で周知します。

また、就学時に決定した学びの場は固定したものではないため、小学校、中学校において、障がいの状態や適応状況などにより、柔軟に学びの場の見直しが検討されるように、校内委員会の役割や見直しの手続きについて、ハンドブックを通して、周知します。必要に応じて、特別支援教育支援専任教員やセンター的機能担当者が校内委員会に参加するなどの支援を充実させます。特別支援学校においても、一人ひとりの幼児児童生徒にとって、その時点でどのような指導、支援が必要であるかに加えて、どの学びの場が適切かについても、定期的に校内で検討するよう促していきます。

② 学校間等での引継ぎの充実

保護者や教員に対して個別の教育支援計画の作成時に、その活用方法や活用による利点についてリーフレット等を通して周知を図るとともに、就学から社会参加まで円滑な引継ぎが行われるよう、市町村教育委員会と連携し、個別の教育支援計画の作成と活用を推進します。そのために引継ぎでの活用の好事例を周知したり、作成や活用の相談ができるよう相談支援体制を強化したりします。

また、誰もが作成、活用しやすい個別の教育支援計画の様式の検討を大学教授等と連携し、進めていきます。

③ 関係機関との連携の促進

特別な支援を必要とする子どもの保護者の困りや悩みを踏まえ、早期から必要な支援を行う取組を進めます。

子どもの発達や子育てに関して、教育、医療、保健、福祉、労働など関係機関が連携し、保護者からの相談を受けたり、保護者への情報提供を行ったりするなど、地域の実情に応じたネットワークの充実や、保健・教育部門の連携による発達相談窓口の設置・周知を市町村に働きかけます。

また、学校、幼児教育施設に対して、必要に応じて、特別支援教育支援専任教員やセンター的機能からの助言などを通して校内委員会の機能強化を図るとともに、それぞれでの指導・支援をより充実させるため、活用できる関係機関の情報を提供し、関係機関との連携を促進します。特に、障がいのある児童生徒の放課後の居場所である放課後等デイサービスと学校、保護者との連携強化が求められています。放課後等デイサービス事業所や放課後児童クラブ等と学校、保護者との情報共有や関係者が連携した一貫した支援が行われるよう、市町村等と連携して取り組みます。

④ 生涯にわたるスポーツ・芸術活動の推進

障がいのある生徒が学校卒業後においても、身近にスポーツ活動や芸術活動に親しめるよう、学校生活の中でこれらに触れる機会を増やし、興味関心や意欲を高めます。

島根かみあり全国障害者スポーツ大会 2030 が開催されることを契機に、よりスポーツに触れる機会を拡充するために整備した、特別支援学校のスポーツ用品の活用を促します。

また、スポーツや芸術活動に関する地域資源の情報提供を行い、関係機関と連携し、生徒が卒業後もスポーツや芸術活動に触れる機会を増やします。

2 特別支援教育の理解・啓発

(1) 現状と課題

- ① 特別支援教育への理解は進み、特別支援教育対象者は増加しています。障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会をさらに拡充し、相互理解を深める必要があります。
- ② 共生社会の形成に向け、障がいについて正しく理解し、お互いを認め合う必要があります。障がいのある者と障がいのない者が、自然な形で共に活動する機会を創出する必要があります。

(2) 今後の取組

① 多様性を尊重する環境づくり

学校や幼児教育施設において、誰もが安心して過ごせる環境を作っていくことが必要です。そのためには、子ども一人ひとりの長所や強みを活かし、可能性を発揮できるよ

うな教育環境や、みんなが活躍できる機会や出番のある授業づくり、何でも相談できる教職員への安心感などを醸成していく必要があります。

このような環境づくりに向けて、学力向上や生徒指導などに関連させながら推進していきます。

② 交流及び共同学習の充実

共生社会の形成に向け、その担い手となる子どもたちが、就学前や学齢期から多様な人々の中で、お互いを認め合い、自然な形で関わり合う経験はとても重要と考えます。現在、特別支援学校や小学校、中学校において、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ、交流及び共同学習に取り組んでいます。幼児教育施設では、障がいのあるなしに関わらず、共に活動をしています。

また、特別支援学校の分教室を設置した中学校、高等学校や特別支援学級が設置された小学校、中学校では、日常的に同年代の子どもたちが関わり合って学習をしています。

こうした障がいのある子どもと障がいのない子どもが触れ合う活動を通して、相互理解を図り、豊かな人間性を育てています。

しかし、学校によっては特別支援学級が設置されていないなど学習環境には違いがあり、日常的に触れ合う機会の確保が難しい場合や交流及び共同学習が実施されていても、その意義やねらいが明確でない場合などがあります。

今後は、交流及び共同学習実施の実態を把握するとともに、好事例の周知などを通して、交流及び共同学習の意義やねらいを明確にした取組を推進していきます。その際には、ただ単に学習の場を共にするというのではなく、一人ひとりの子どものねらいが達成できる活動になるよう、市町村教育委員会とも連携して促していきます。

③ 障がいの理解教育の推進

共生社会の形成に向け、学校教育において、障がいや障がい児・者に関する理解を深めることが重要です。特に、障がいのない子どもに障がいの正しい理解を促すことは、共に学ぶことを推進していく上でも必要であり、そのための理解教育を計画的に実施していくことが求められます。

また、障がいのある本人にとっても、自分の障がいや特性について理解し、その対応を学んでいくことが必要です。

特別支援学校では、地域との連携・協働した取組を充実させることで、障がいや特別支援教育に対する地域の理解を深めていきます。

令和7年度に教育事務所に整備した障がい者スポーツ用品を、小学校、中学校や公民館などへ貸し出すことを実施しています。そのことで障がいのない人が障がい者スポーツを体験するとともに、その輪の中に自然に障がいのある人が参加する機会を通して、障がいに対する理解を推進させていきます。

ハンドブックに、理解教育の必要性や指導内容の事例を示し、市町村教育委員会と連携して、各学校での取組を推進します。

交流及び共同学習や理解教育の好事例を広く周知し、実施を促していきます。

④ 障がいのある子どもの保護者との連携の促進

保護者が子育てや就学、進路などで困った時に、必要とする情報を必要とするタイミングで提供できることが必要です。市町村ごとの相談窓口の周知や、担任が情報提供できるようにセンター的機能の活用を促進します。また、保護者が必要とする情報や時期の把握を行い、より効果的で適時な情報提供に努めていきます。

IV 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

1 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

(1) 現状と課題

- ① 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもや特別支援学級在籍児童生徒数が増加しているため、全ての教員が特別支援教育に関する理解をさらに深める必要があります。
- ② 初めて特別支援学級担任や通級による指導担当になる教員が毎年 150 名程度いるため、知識や経験の幅も大きく、それぞれの知見に応じた専門性を担保する必要があります。

(2) 今後の取組

① 全ての教職員の特別支援教育の知見や経験の蓄積

幼児教育施設や通常の学級において、障がい特性も含め、多様な個性や特性を有する子どもが在籍しており、支援を必要とする子どもが増加しています。そのような中で、まずは誰もが安心して過ごせる集団におけるわかりやすく学びやすい授業・活動づくりが求められます。

また、保育や教育の中で誰もが活躍できる機会や出番がある授業、活動づくりや相談しやすい雰囲気醸成など、安全・安心に学ぶことができる多様性を尊重した学級経営が求められています。

特別な支援を必要とする子どもには、一人ひとりの実態を的確に把握し、個別の教育支援計画で集団の中における支援や合理的配慮の提供などを明確にし、組織的に対応していく必要があります。

そのためにも、全ての教員や保育者が、学校や幼児教育施設の様々な機会や場面で、日常的に障がいのある子どもと関わる機会を積極的にもち、知見を深めていくことも必要です。

また、知識を学ぶために、誰もがいつでも学ぶことができるオンデマンドでの研修を充実させていきます。

授業づくりにおいては、「第2期しまねの学力育成推進プラン」で示した学力向上の取組とも連携して推進します。

② 特別支援教育の専門性の向上

特別支援教育に関する個々の教員、保育者の知識や経験は様々であり、自分の状況に合わせて自ら選択できる計画的・体系的な研修の構築に努めていきます。その一環としてオンラインやオンデマンドでの研修も効果的に活用します。

また、各学校、幼児教育施設で特別支援教育を推進するためには、管理職のリーダーシップが重要です。しかし、特別支援教育を経験したことがない管理職も少なくなく、

校内支援体制づくりのための組織マネジメントなど、管理職に向けた特別支援教育の研修や情報提供を充実させていきます。

特別支援学校においては、P T（理学療法士）¹⁴・O T（作業療法士）¹⁵・S T（言語聴覚士）¹⁶などの外部専門家や他校の専門性の高い教員を活用し、より専門的な知識や技能の向上も図っていきます。

2 人材育成と人材確保

(1) 現状と課題

- ① 特別支援教育の中核的な人材を育成するための研修や派遣研修、特別支援教育担当教員採用を行っていますが、それらの人材を中核的な人材として効果的に活用することに課題があります。
- ② 教員を目指す人材が減少しており、特別支援学校教諭採用試験の倍率も低下してきています。

(2) 今後の取組

① 特別支援教育の中核的・指導的役割を果たす教員の育成

県全体の特別支援教育を推進していくために、中心的な役割を担う人材の計画的な育成が必要です。そのため、市町村教育委員会から推薦された教員に対する研修を継続します。また、その受講者や小学校、中学校の特別支援教育担当採用者などの人材を積極的に研修講師等で活用し、地域で中核的な役割を担うことができるよう育成します。

特別支援学校でセンター的機能を担当する教員の育成や専門性向上のため、オンラインでの研修を実施します。

② 特別支援教育を目指す人材の確保

県内大学1，2年生を対象とした「しまねの教員魅力☆5 d a y s 体験プラン」を特別支援学校でも実施するなど、高校生や大学生に対して、教育実習や体験、見学、ボランティアなどを積極的に受け入れていきます。

-
- ¹⁴ P T（理学療法士）・・・医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主としてその基本動作能力の回復を図るため、運動を行わせ、及び物理的手段を加えることを業とする者（出典：理学療法士及び作業療法士法参考）
- ¹⁵ O T（作業療法士）・・・医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、作業を行わせることを業とする者（出典：理学療法士及び作業療法士法参考）
- ¹⁶ S T（言語聴覚士）・・・音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者（出典：言語聴覚士法）

様々な機会を捉えて、特別支援教育の情報発信や体験する機会を増やし、特別支援教育に関する理解啓発、魅力発信をしていきます。

③ 特別支援学校における教職員の働き方改革

教職員が、自らも学ぶ時間を確保しながら健康で生き生きと子どもたちの教育に邁進できる環境を確保するため、「働きやすさ」と「働きがい」の両立を目指した学校における働き方改革が急務となっています。県教育委員会では、島根県教職員働き方改革プラン（県立学校の働き方改革と市町村教育委員会への取組）を策定し、教職員の働く環境を整え、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子どもたちへのより良い教育の実現」に向けた取組を進めます。

各学校において全職員の意識改革や勤務時間の適正化、不断の業務改善を行うとともに、県教育委員会においても環境整備や外部サポート人材の拡充、DXの推進などに取り組んでいきます。

参 考 資 料

「特別支援教育在り方検討委員会」の提言概要について	・・・24
特別支援学校の設置状況	・・・25
前期（令和3年度～令和7年度）の主な取組	・・・26

「特別支援教育在り方検討委員会」の提言概要について

1 検討経過

平成31年4月に外部有識者17名による特別支援教育在り方検討委員会を設置。

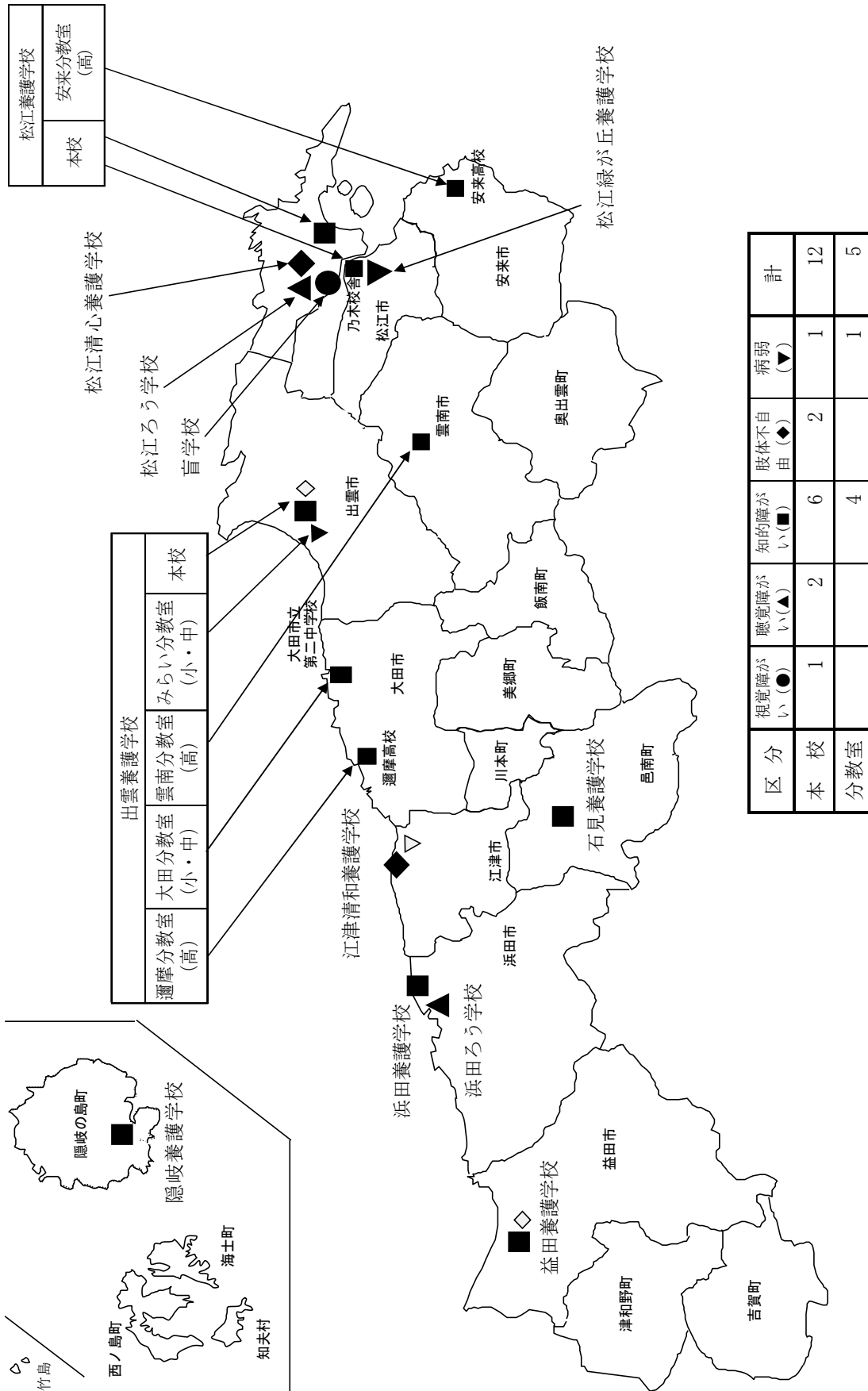
令和元年5月～令和2年3月までの間に検討委員会を7回開催し、下記項目について検討。

令和2年3月26日に県教育委員会あて提言書提出。

2 検討項目と主な提言内容(今後の方向性)

検討項目		主な提言内容(今後の方向性)
特別支援学校	職業教育・就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の障がいや適性に応じた職業教育の充実、実習先や就職先の確保についての対応。 ・障がいに応じた職業教育の推進に向け、教育内容の見直しを検討。
	地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方の障がいに対する理解が深まり、地域の中で子どもたちが育ち、地域に貢献していけるように、特別支援学校と地域が連携していくための仕組みを検討。
	医療依存度の高い児童生徒の安全安心な教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な児童生徒の情報を学校と関係機関が共有し早期からの支援につながる仕組みの検討。 ・学校看護師の確保や専門医からの助言等が受けられるシステムの検討。
	通学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自立と社会参加や通学に関わる保護者の送迎の負担軽減を考慮して、様々な観点から通学支援を検討。
就学前		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、保護者、保育士、教員をサポートする体制整備を充実。 ・視覚障がいのある子どもへの支援を早期から適切に行うため幼稚部設置の検討。
小・中学校		<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの可能性があり集団に入りにくい子ども等の学習の場、生活の場の検討。 ・校内委員会の活性化や特別支援教育コーディネーターの役割の明確等、校内支援体制の機能強化と関係機関との連携を推進する仕組みの検討。
高等学校		<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供が推進されるよう、教職員が判断に迷ったときに相談できる体制の検討。 ・通級による指導の拡充に向け、設置のあり方等について検討と担当者が協議、研修できる仕組みづくり。
理解・啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもと障がいのない子どもが相互に理解を深めていくために、人権教育の理念をふまえた交流及び共同学習や理解教育の促進を意図的・計画的に推進する仕組みを検討。
切れ目ない支援体制		<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の作成と活用を促進。 ・市町村教育委員会と連携し、定期的に校内委員会等で適性な学びの場を検討する仕組みを構築。
教職員の専門性の向上・人材育成		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の魅力を発信し、特別支援教育を担う人材を確保。 ・特別支援教育を担う人材や、より専門性が高く、特別支援教育の中核を担う人材を計画的に育成する仕組みの検討。
関係機関との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が情報を共有し連携していくための仕組みの検討。 ・個別の教育支援計画を活用し、連携の明確化。

特別支援学校の設置状況



- (注1) ▼ H22.4 江津清和養護学校で病弱教育実施
- (注2) ◆ 出雲養護学校、益田養護学校で肢体不自由教育実施
- (注3) ◇ 乃木校舎を松江養護学校高等部の一部としてH24.4に設置

前期（令和3年度～令和7年度）の主な取組

II 多様な学びの場における教育環境の充実

- ・ 特別支援学校全12校に学校運営協議会を設置
- ・ 特別支援学校と地域との連携強化事業の開始
- ・ 特別支援学校応援・協力企業知事表彰の実施
- ・ 通学支援のためのスクールバス路線増便（6便）
- ・ 学校の登校時刻より早い時刻から子どもを預かる朝の預かり事業の開始（4校）
- ・ 特別支援学校高等部一人一台端末の整備
- ・ 松江清心養護学校グラウンド整備（生馬小学校との共用グラウンド）
- ・ 出雲養護学校雲南分教室グラウンド整備
- ・ 浜田養護学校高等部棟の整備に着手
- ・ 盲学校幼稚部の設置
- ・ LDのある子どもの多様な学び推進事業の開始
- ・ 高等学校に通級による指導拠点校を設置（全県立学校で通級による指導が受けられる体制整備）
- ・ 県教育委員会に合理的配慮アドバイザーの配置

III 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

- ・ 特別支援学校スポーツ大会の共催、県職員のボランティア参加
- ・ eポッチャ機器の導入
- ・ 特別支援学校のスポーツ用品の整備
- ・ 教育事務所に障がい者スポーツ用品を配備（学校、公民館などへの貸出）
- ・ 青少年の家、少年自然の家に障がい者スポーツ用品を配備

IV 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

- ・ 特別支援教育コーディネーターハンドブックの作成
- ・ 視覚障がい、聴覚障がい教育の専任教員の配置
- ・ 市町村教育委員会から推薦を受けた教員に対する専門性向上のための研修開始
- ・ 小学校特別支援教育担当の採用開始

コロナ対策

- ・ 校外学習用スクールバスの購入（10台）
- ・ 全特別支援学校体育館に空調設備の整備
- ・ 作業学習充実のための備品等整備
- ・ 特別支援学校寄宿舎の居室等改修
- ・ 松江清心養護学校、松江緑が丘養護学校における教室パーテーション、クールダウン室の整備

誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

いいけん、
島根県